

平 25.12.2
総 4 - 4

総務省説明資料

〔地方法人課税の在り方〕

平成25年12月2日(月)

総務省

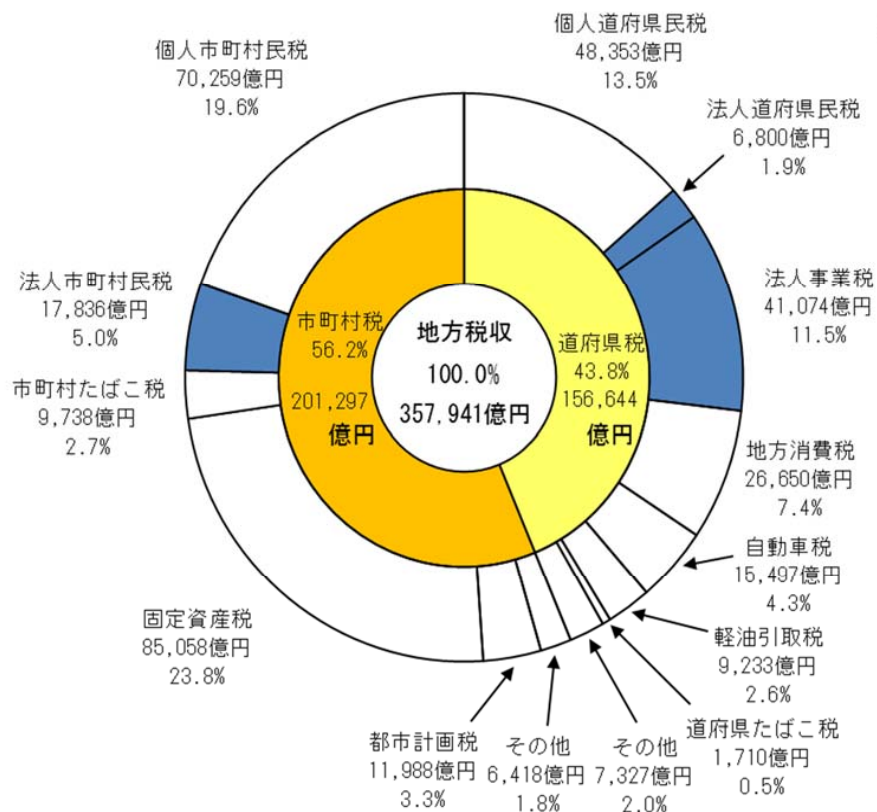
目 次

| | |
|--|----|
| ・地方税収と地方財政の財源不足の状況 | 1 |
| ・法人関係税収の国・地方間の配分 | 2 |
| ・法人課税の概要 | 3 |
| ・外形標準課税の実績(平成23年度) | 4 |
| ・法人所得課税の実効税率の国際比較 | 5 |
| ・一般政府支出及び税収構成の対GDP国際比較(2010年) | 6 |
| ・国・地方の財政規模(対GDP比)及び法人所得課税の実効税率の国際比較(未定稿) | 7 |
| ・法人実効税率に関する地方団体からの意見 | 8 |
| ・地方法人二税(法人事業税・法人住民税)の税収の推移 | 9 |
| ・地方税各税目の人口一人当たりの税収額(平成23年度決算額) | 10 |
| ・地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要) | 11 |

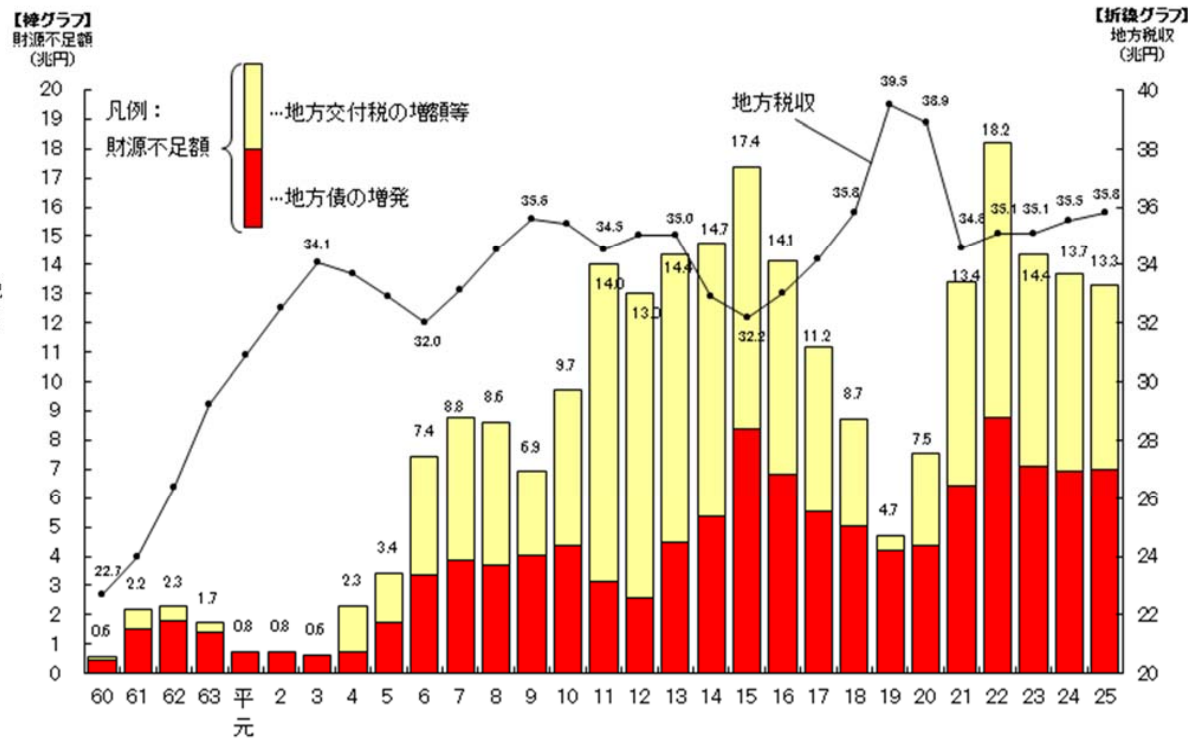
地方税収と地方財政の財源不足の状況

- 地方財政は、地方税収(35.8兆円)の約4割に相当する巨額の財源不足(13.3兆円)が生じている。
- 消費税引き上げによる地方の増収は実質3兆円程度であり、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

地方税収の構成(平成25年度地方財政計画額)



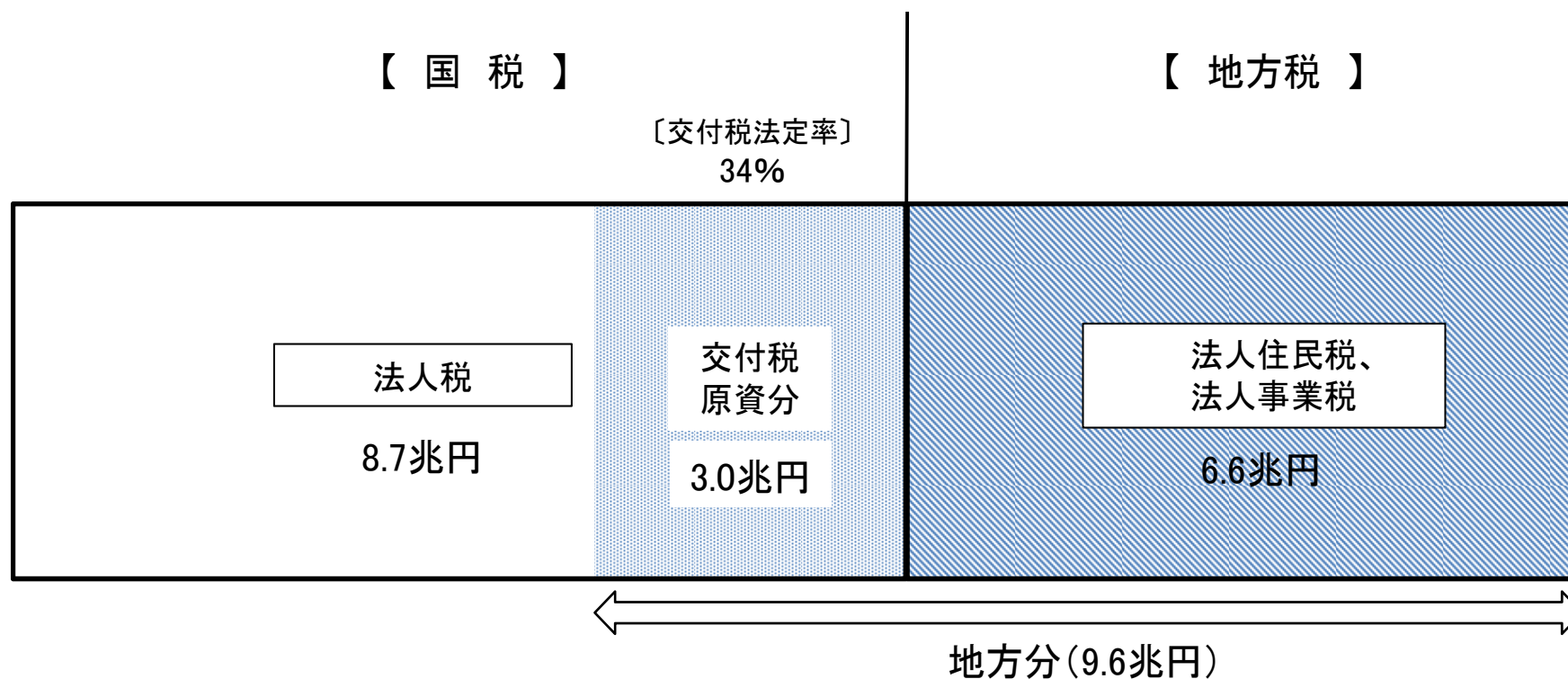
地方税収と地方財政の財源不足の推移



(注) 地方税収は超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。また、平成23年度までは決算額、24年度は決算見込額、25年度は地方財政計画額である。
 (注) 財源不足額及び補填措置は、補正後の額である(平成25年度は当初)

法人関係税収の国・地方間の配分

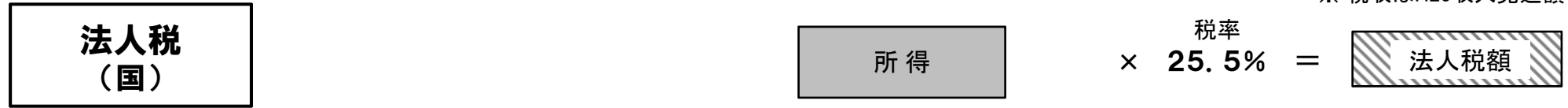
- 国・地方を通じた法人関係税収のうち、地方法人二税（法人住民税、法人事業税）に加え、法人税の地方交付税原資分を含めると、全体の約6割が地方分。
- 地方法人二税の税率を引き下げる場合はもとより、法人税の税率を引き下げる場合でも地方財政に大きな影響を与えることに留意が必要。



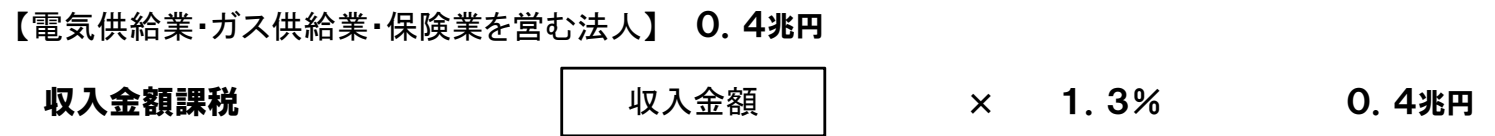
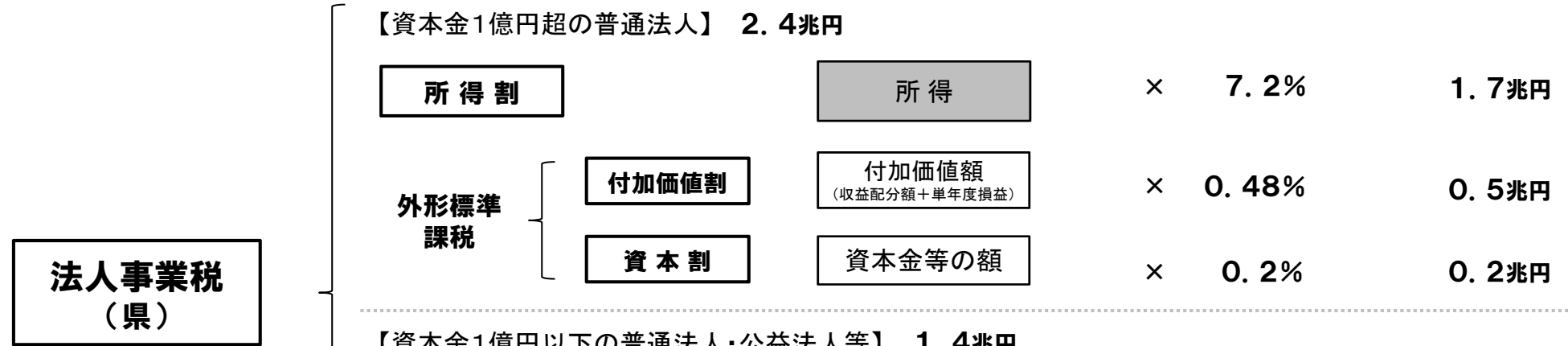
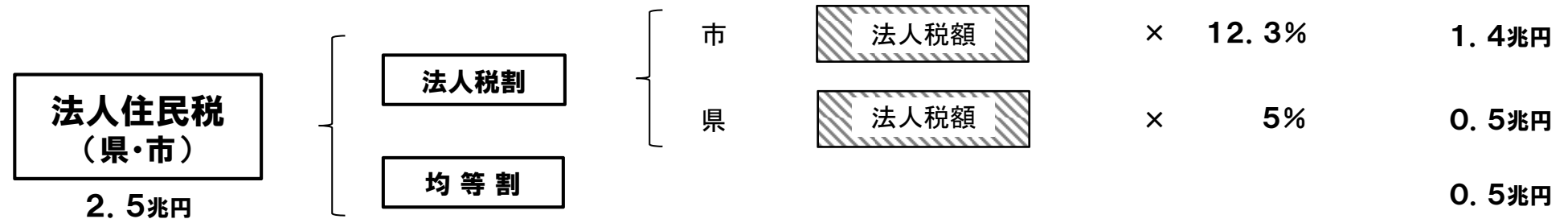
※25年度予算・地財ベース

法人課税の概要

※ 税収はH25収入見込額



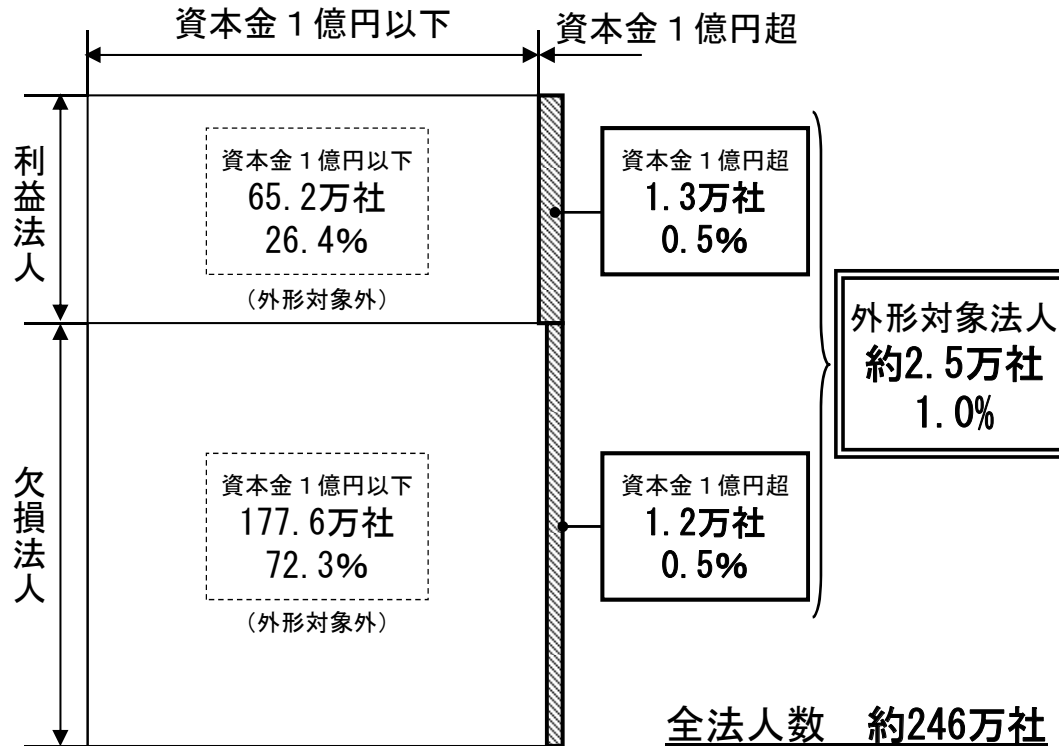
8.7兆円 ※ 税収の34%は地方交付税の原資



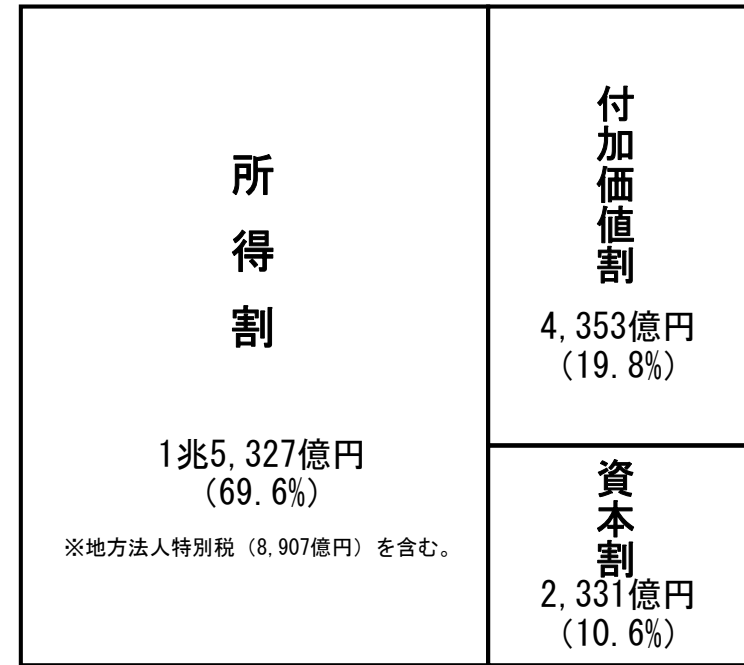
※()内は地方法人特別税
(内数)

外形標準課税の実績（平成23年度）

対象法人数



税 額

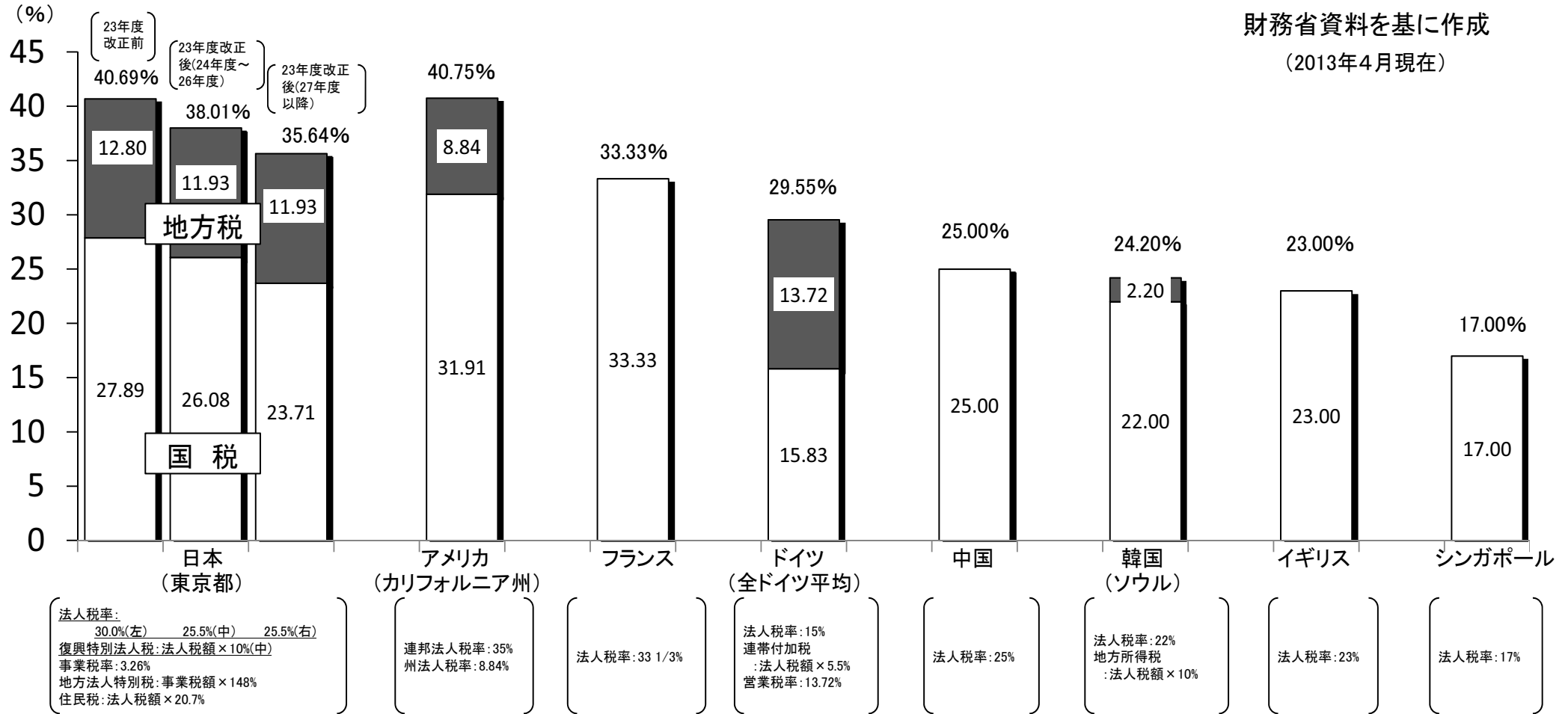


所得基準：外形基準
69.6%：30.4%

- (注) 1 法人数は、平成23年2月1日から平成24年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成23年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人（約2,120社）は含まれていない。
- 2 税額は、平成23年度の外形標準課税対象法人（25,176社）の調定額を集計した値であり、超過課税分を含む。また所得割は地方法人特別税（8,907億円）を含む。
- 3 端数処理のため、計が一致しない箇所がある。

法人所得課税の実効税率の国際比較

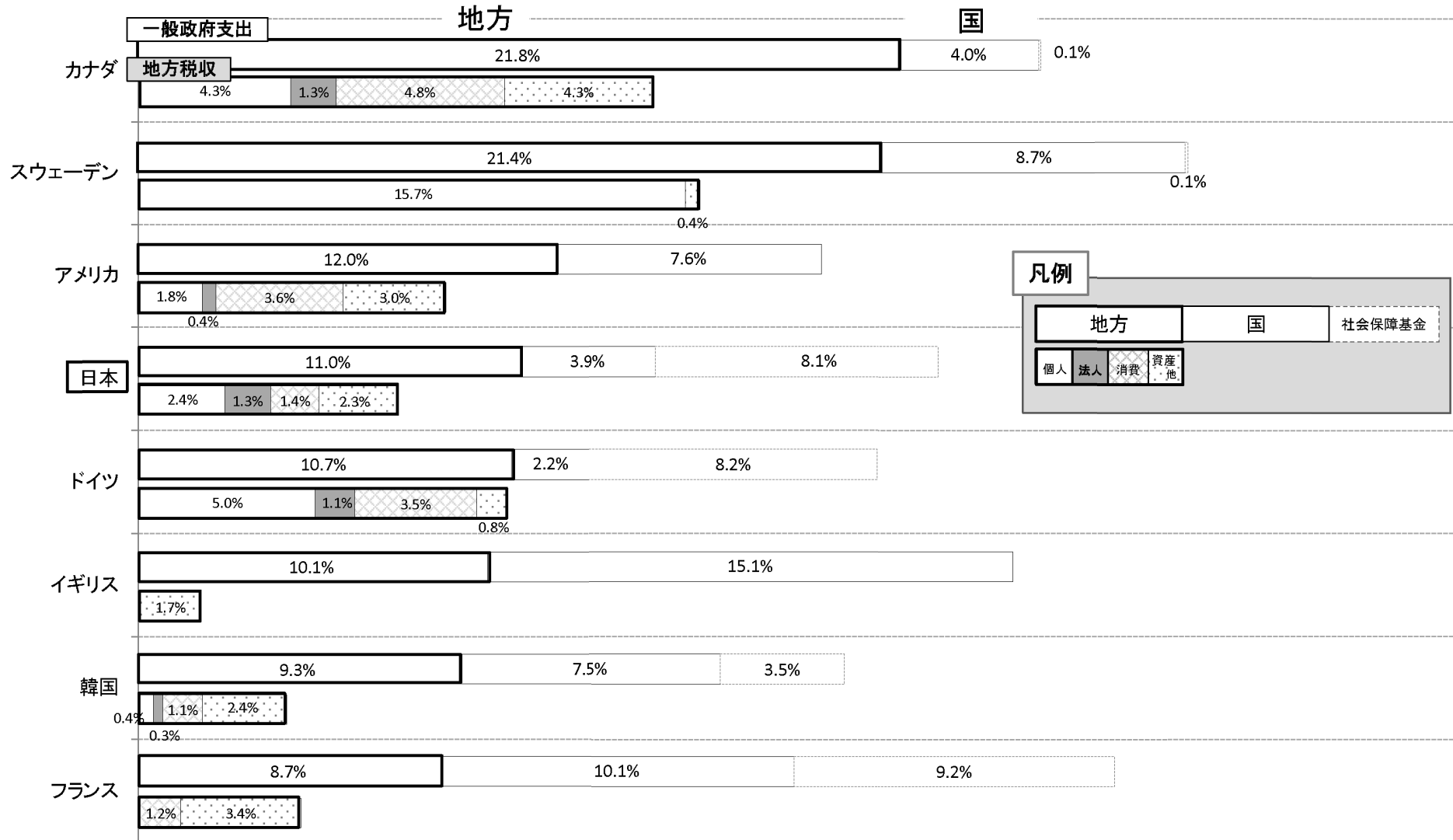
財務省資料を基に作成
(2013年4月現在)



- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値制及び資本割が課される。上記に加えて、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
3. 日本の改正後の実効税率は、平成24年4月1日以後開始する事業年度のものである。なお、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
4. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
5. イギリスの法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げられる予定。
6. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対する法人税付加税(法人税額の5%)を2012年より導入している(2年間の時限措置)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
7. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率390%(2010年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
8. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
9. 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

一般政府支出及び税収構成の対GDP国際比較（2010年）

- 一般政府支出のうち地方分のGDP比が高い国では、地方税収のGDP比も高い。
- 地方税収の多い国では、個人所得課税と法人所得課税が一定のウエイトを占めている。



(注) 1 OECD統計による2010年の数値である。ただし、統計上日本は年度の数値であり、日本以外は暦年の数値である。
 2 各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
 3 一般政府支出は「最終消費支出 (final consumption expenditure)」と「公的資本形成 (gross capital formation)」の合計である。

国・地方の財政規模(対GDP比)及び法人所得課税の実効税率の国際比較

未定稿

地方の財政規模(GDP比)が大きい国では、わが国と同水準以上の地方法人所得課税が行われている例が多い。

(単位:%)

| | | 日本 | アメリカ | フランス | 英国 | ドイツ | 韓国 | カナダ |
|-------------------------|--------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 財政規模 (GDP比) 2011年 | 国 | 4.0 | 7.5 | 9.7 | 14.6 | 2.3 | 7.5 | 4.0 |
| | 地方 (州を含む) | 11.1 | 12.1 | 8.7 | 9.6 | 10.6 | 9.3 | 21.8 |
| 実効税率 2013年 | 国 | 26.2 | 32.8 | 34.4 | 23.0 | 15.8 | 22.0 | 15.0 |
| | 地方 (州を含む) | 10.8 | 6.3 | — | — | 14.4 | 2.2 | 11.3 |

(出典)

- ・財政規模: 国民経済計算確報及びOECDデータ(National Accounts)に基づき作成、
- ・実効税率: OECD Tax Database C. Corporate and capital income taxes Basic (non-targeted) corporate income tax rates

- (注) 1. 財政規模割合の基となる数値は、2011年(度)の各国の中央政府及び地方政府の最終消費支出及び公的資本形成の合計値。
 2. 実効税率はいずれも標準税率により、付加税を含め、また所得控除の対象となる地方税を考慮し算出。
 3. 累進課税制度を採用する国にあっては、最高税率により実効税率を算出。
 4. 日本の国の実効税率は、法人税25.5%に復興特別法人税の税率10%分を加えて算出。
 5. 米国の地方の実効税率は、各州の法人所得課税の最高税率の加重平均したもの。

法人実効税率に関する地方団体からの意見

○ 全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（平成25年7月31日）

先般、閣議決定された成長戦略「日本再興戦略」において「思い切った投資減税で法人負担を軽減すること」が明記され、今後、その制度設計が検討されることになるが、国税である法人税は、その一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあり、また法人事業税についても所得割の課税標準である所得等が法人税の所得の計算の例により算定されることから、その軽減による地方財政への影響が懸念されるところである。

このため、成長戦略に基づく投資減税等法人税の引下げを行う場合には、地方の歳入に影響を与えることのないよう、地方交付税の法定率の引上げや他の地方税の充実等の代替措置により、必要な地方税財源を確保すべきである。

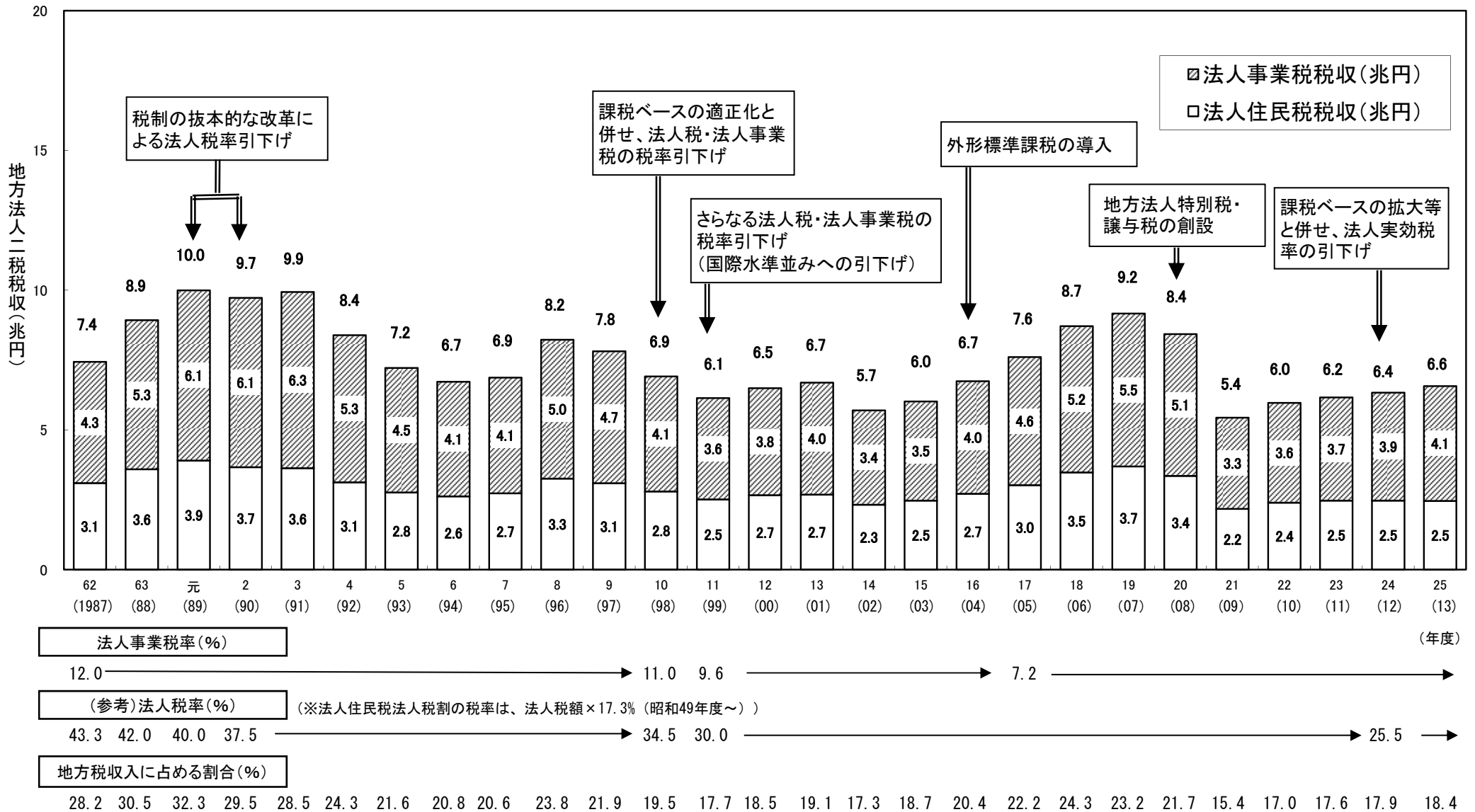
○ 全国市長会「平成26年度都市税制改正に関する意見」（平成25年8月）

法人実効税率の引下げや地方法人課税の見直し等の抜本的な改革を行う場合は、個別団体において行政サービスの低下を招かないよう確実に財源措置すること。

○ 全国町村会「平成26年度税制改正に関する要望」（平成25年11月）

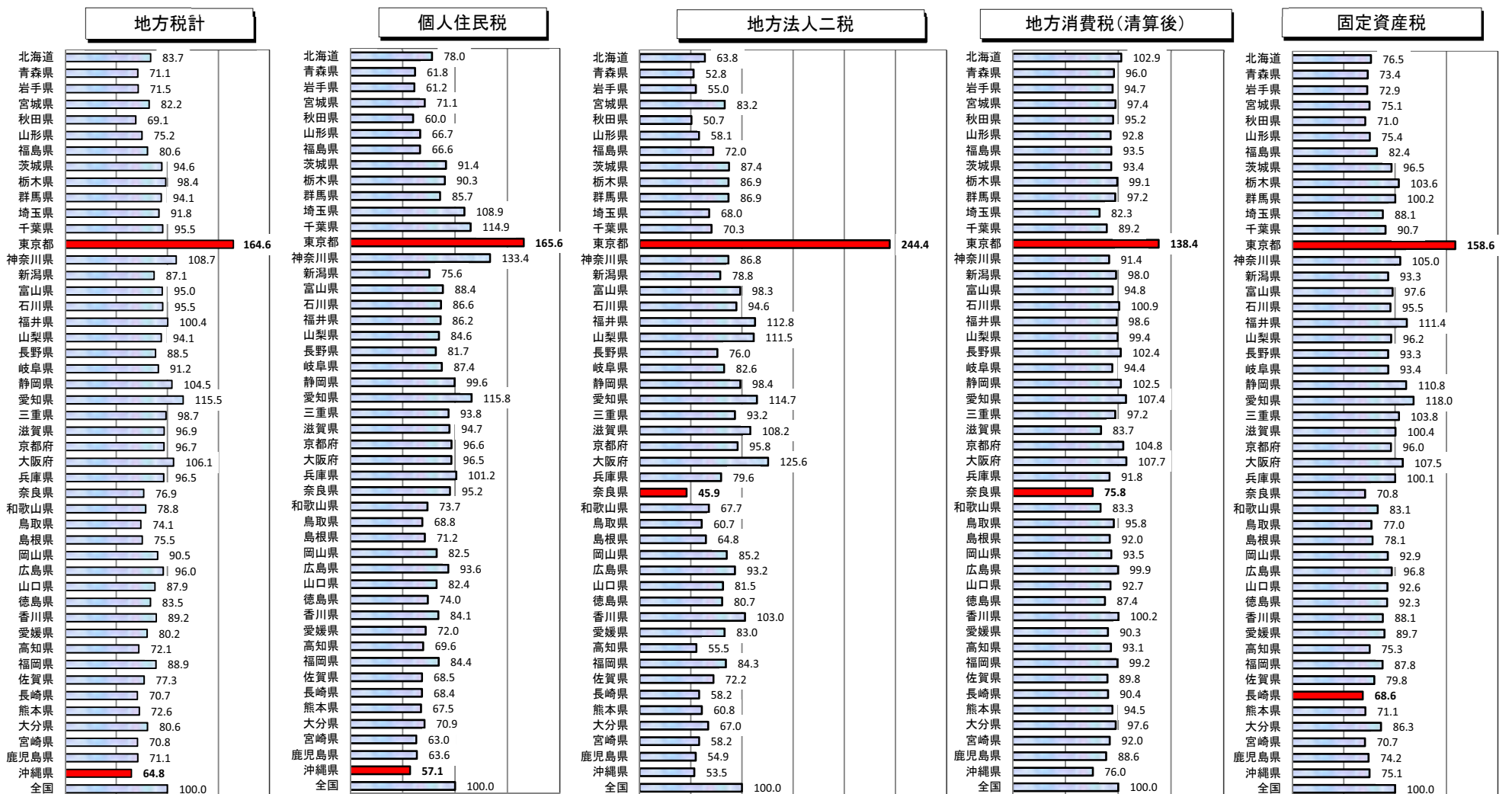
法人実効税率のあり方について議論する場合は、課税ベースの拡大等による所要の地方税財源の確保を大前提とし、地方財政に影響を与えないこと。

地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移



- (注) 1 23年度までは決算額、24年度は決算見込額であり、いずれも超過課税分を含まない。また25年度は地方財政計画額である。
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
 3 地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後開始する事業年度以降適用される法人事業税率は下がるが、地方法人特別税を含めた地方法人課税の実効税率は変わらない。
 4 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。

地方税各税目の人口一人当たりの税収額(平成23年度決算額)



最大/最小: 2.5倍
35.2兆円

最大/最小: 2.9倍
11.1兆円

最大/最小: 5.3倍
4.6兆円

最大/最小: 1.8倍
2.6兆円

最大/最小: 2.3倍
8.9兆円

※1 最大/最小は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)

平成25年11月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長:神野直彦東京大学名誉教授)を設置し、計16回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

[地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則。
- 地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
 - ・ 法人住民税法人税割 → 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)を目指すべき。

[地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について]

- 地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要。
- 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべき。
- 今回の税制抜本改革においては既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第7条第5号口の規定に基づき、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を図ることを検討すべき。
- 地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。法人住民税法人税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内にとどまる場合には、暫定措置として、現在と同様の偏在是正制度を補完的に措置せざるを得ない場合もあるのではないか。

(参考) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)
第7条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。